

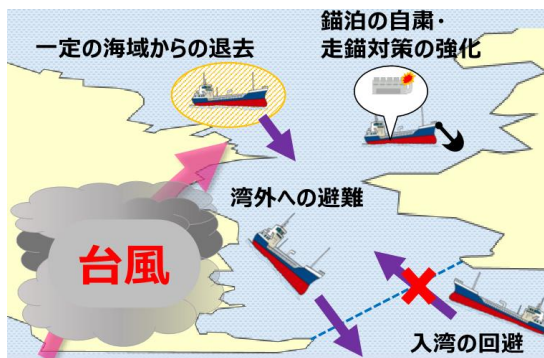
## 「海上交通安全法等の一部を改正する法律」が7月1日から施行されます

特に勢力の大きな台風の直撃が予想される等の場合に、風の影響を強く受ける大型の船舶に湾外その他の安全な海域への避難を促す新たな制度の創設などにより、船舶交通の安全を確保することを目的とした「海上交通安全法等の一部を改正する法律」が7月1日から施行され、台風来襲による事故の防止の一層の強化を図ります。

### 概要

#### (1) 東京湾・伊勢湾・瀬戸内海（大阪湾・紀伊水道含む）における湾外避難勧告・命令制度の創設

##### ① 異常な気象・海象が予想される場合の勧告・命令制度



##### ② 一定の海域（※）における走錨事故等防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度の創設

※国土交通省令で規定され、施行日時点で、瀬戸内海における規定はありません

##### ③ 湾外避難等の円滑な実施に関する必要な協議を行うための協議会の設置

##### ④ 湾内全域からの船舶の避難を一体的に実施するための海上保安庁長官による港長権限の代行制度を創設

⇒ 第五管区海上保安本部長が行う勧告等の概要については別紙参照

#### (2) 海上施設への船舶の衝突防止のためのバーチャル航路標識の緊急表示制度の創設 灯浮標等の表示に代わるバーチャル航路標識（※）に係る制度を創設

※船舶自動識別装置（AIS）を活用し、航海用レーダにあたかも航路標識が存在するように表示させる仕組み

# 第五管区海上保安本部長が行う勧告等の概要について

## 異常な気象・海象が予想される場合の勧告・命令制度（海上交通安全法第32条）

- 大阪湾・紀伊水道・播磨灘において、特に勢力の強い台風の直撃が予想される際、大型船等の一定の船舶に対し、海域外などの安全な海域への避難や入域の回避を勧告します。
- 台風等の接近の際、船舶に対し一定の海域における錨泊の自粛等を勧告します。



海上保安庁、海事・港湾関係者、行政機関で構成する協議会を設置し、

- ・避難の対象となる台風
- ・避難の時期や対象船舶※
- ・勧告発出時の連絡・周知の体制

等について調整を図り、台風等接近時の船舶の円滑な避難に備えます。  
(海上交通安全法第35条)

※主に船体形状や大きな風圧面により風の影響を強く受ける船舶。目安としては長さ160m以上の自動車運搬専用船、コンテナ船、タンカー、長さ200m以上の貨物船などを想定

湾外へ避難させる必要がある船舶に対しては、港外避難と湾外避難の勧告・命令を第五管区海上保安本部長が一体的に実施します。  
(港則法第48条)

## これまでの異常気象等時における船舶交通の規制は引き続き行います

※2つのルールはこれまで海上交通安全法第26条に基づき実施していたものですが、令和3年7月1日から同法第32条で運用します。

### 大津波警報等発表時の規制

気象庁から発表された大津波警報又は津波警報に伴い、津波到達予想時刻をもって、明石海峡、鳴門海峡、友ヶ島水道の航行を制限

- 規制の内容に変更はありません

### 関西国際空港周辺海域の制限

暴風又は暴風雪に関する気象警報の発表が予想される時には、「関西国際空港（関空島）の陸岸から3海里内」に錨泊自粛等の勧告を発出

- 対象船舶・発出基準に変更はありません

大阪湾における船舶の避難手順(イメージ)

- ①各港の勧告による避難**  
大津波警報・津波警報発表と同時に各港にて港外避難の勧告が発出されます。
- ②大阪湾外への避難**  
津波到達時予想時刻までに明石海峡または友ヶ島水道を通過できる場合は大阪湾外へ避難して下さい。
- ③推奨避難海域への避難**  
津波到達時予想時刻までに大阪湾外へ避難が難しい場合は推奨避難海域へ避難してください。
- ④船舶交通規制の実施**  
津波到達時予想時刻をもって、明石海峡、鳴門海峡、友ヶ島水道の航行を禁止します。

